○○法人　喀痰吸引等研修

実地研修業務委託契約書

＜登録研修機関法人名＞を甲とし，＜委託先法人名＞を乙として，甲と乙は，次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の内容等）

第１条　甲は，登録研修機関として実施する「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。）附則第4条に定める喀痰吸引等研修のうち，実地研修を乙に委託し，乙はこれを受託する。

（委託期間）

第２条　委託期間は，令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日とする。ただし，契約期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何ら意思表示がないときは，引き続き1年間更新するものとし，以後この例による。

（経費の負担及び支払方法）

第３条　実地研修の実施に要する経費（指導講師謝金，消耗品費，賠償保険料等）の負担及び支払方法は，甲乙協議の上，決定する。

（実施体制及び方法）

第４条　乙は，次の「実地研修機関　体制基準」を満たした上で，別紙１「実地研修実施要領」（以下「要領」という。）に基づき，実地研修を行うものとする。

|  |
| --- |
| 【実地研修機関　体制基準】  ①利用者の同意  ・実地研修協力者（利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等）に対し，研修の趣旨を説明した上で，書面による協力同意が得られていること  ②安全管理体制の確保  ・国または県の指導者講習を修了し，（原則として実務経験が３年以上あり，）実地研修を指導することのできる医師又は看護職員（看護師，保健師又は助産師）との連携や役割分担による的確な医学管理・安全管理体制が確保できること  ・書面による医師の指示を受け，実地研修を実施し，その結果を医師に報告することができること  ③事故発生時の対応  事故発生時の対応（初動措置，関係者への報告，実地研修協力者家族への連絡，状況の記録・保存など適切かつ必要な手続き）が規定され，体制が整備されていること  ④感染症の予防・対応  感染症を予防するための衛生管理方法及び感染症の発生が疑わしい場合の確認方法や，感染症発生時の対応方法が規定され，体制が整備されていること  ⑤秘密保持  実地研修協力者の秘密の保持方法等が規定され，関係者への周知徹底がなされていること  ⑥備品の整備  実地研修に必要な設備や備品等が整備され，清潔に管理されていること  ⑦賠償責任保険  実地研修中の行為を対象とした賠償責任保険に加入していること  ⑧その他（その他の条件を附す場合は次のような記載を追加）  　（例）  ・原則として受講者が所属する施設・事業所等であること  ・実地研修の指導講師を自ら確保できること |

（研修計画書）

第５条　乙は，実地研修を開始する前に，甲に対し，様式１「実地研修事業計画書」を提出しなければならない。

（評価・報告等）

第６条　実地研修の指導・評価・認定は，要領に基づき，第5条の「実地研修事業計画書」に記載された指導講師が行うものとする。

２　乙は，実地研修が修了したときは，その実施状況及び評価結果を，様式２「実地研修実施結果報告書」により甲に報告するものとする。

（事故報告）

第７条　乙は，実地研修において事故が発生した場合は，速やかに医師，看護職員等に報告し，適切な処置を講じるものとする。また，その状況を利用者の家族等に連絡するとともに，事故の発生及び対応状況について，速やかに甲に報告し，記録・保存するものとする。

（記録の保存）

第８条　乙は，実地研修受講者の出席状況や評価結果等を確実に把握・記録し，●年間適切に保存するとともに，必要に応じ甲に記録の提出を行わなければならない。

（秘密等の保持）

第９条　乙は，実地研修を行うにあたり，知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し，又は解除された後においても同様とする。

（再委託の禁止）

第１０条　乙は，委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

（契約の解除）

第１１条　甲は，次の各号のいずれかに該当する場合は，この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙が，この契約に違反したとき。

（２）乙が，その責に帰するべき事由により，この契約を完了する見込みがないと認められるとき。

（３）委託業務の実施につき，乙に不正の行為があったとき。

（疑義の解決）

第１２条　この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は，甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため，本書２通を作成し，甲と乙が記名・押印のうえ，各自１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

登録研修機関法人名

代表者職・氏名　　　印

乙　住所

委託先法人名

代表者職・氏名　印